



目次

種類	件名	所管部署	ページ
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ビバタウン板宿ビル)	経済観光局経済政策課	1
公告	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による建替組合の設立認可(森後ハイツ)	建築住宅局政策課	3
公告	マンションの建替え等の円滑化に関する法律による建替組合の設立認可に伴う公衆の縦覧(森後ハイツ)	建築住宅局政策課	4

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年1月13日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年1月13日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバタウン板宿ビル

神戸市須磨区前池町3丁目4番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1号	代表取締役 西峰 康男	
合名会社恵美屋商店	神戸市須磨区飛松町1丁目3番9号	池尾 隆文	
株式会社プラザクリエイト	東京都中央区晴海1丁目8番10号	代表取締役 新谷 隼人	
株式会社ジュエリーカミネ	神戸市中央区元町通3丁目5番8号	代表取締役 上根 学	令和7年12月1日 退店のため
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	代表取締役 江尻 英介	
インプレッション株式会社	尼崎市長洲西通1丁目3番26-202号	代表取締役 小島 雄一	
株式会社タカツウ	明石市西明石東町1番7号	代表取締役 高橋 由城	
株式会社ジェットワン	大阪市中央区北浜1丁目1番9号	代表取締役 上村 周平	

株式会社花 ichiba	神戸市東灘区深江浜 町1丁目1番	代表取締役 上田 恭平	
他8名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中 町4丁目1番1号	代表取締役 西嶋 康男	
合名会社恵美屋商 店	神戸市須磨区飛松町 1丁目3番9号	池尾 隆文	
株式会社プラザク リエイト	東京都中央区晴海1 丁目8番10号	代表取締役 新谷 隼人	
株式会社ハニーズ ホールディングス	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松27番 地1	代表取締役 江尻 英介	
インプレッション 株式会社	尼崎市長洲西通1丁 目3番26-202号	代表取締役 小島 雄一	
株式会社タカツウ	明石市西明石東町1 番7号	代表取締役 高橋 由城	
株式会社ジェット ワン	大阪市中央区北浜1 丁目1番9号	代表取締役 上村 周平	
株式会社花 ichiba	神戸市東灘区深江浜 町1丁目1番	代表取締役 上田 恭平	
株式会社大創産業	広島県広島市西条吉 行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二	令和7年12月1日 新規出店のため
他8名			

3 届出年月日

令和7年12月9日

4 縦覧期間

令和8年1月13日から令和8年5月13日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定により、森後ハイツマンション建替組合の設立を認可しましたので、同法第14条第1項及び同法施行規則第16条第1項の規定により次のとおり公告します。

令和8年1月13日

神戸市長 久元喜造

1 組合の名称

森後ハイツマンション建替組合

2 施行マンションの名称

森後ハイツ

3 施行マンションの敷地の区域

神戸市灘区森後町3丁目102番2（登記簿謄本上の所在及び地番）

4 施行再建マンションの敷地の区域

神戸市灘区森後町3丁目102番2（登記簿謄本上の所在及び地番）

5 事業施行期間

組合設立認可公告の日から令和11年9月まで

6 事務所の所在地

西宮市池開町4丁目25番地

7 設立認可の年月日

令和8年1月13日

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

施行マンションの敷地内に組合が定めた掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報または公報に掲載して行います。

10 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和8年2月12日（公告のあった日から30日以内）

神戸市公告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第14条第3項の規定により、森後ハイツマンション建替事業の設計の概要等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、同法施行令第2条の規定により次の通り公告します。

令和8年1月13日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧の期間

令和8年1月13日（火）から法第38条第6項又は法第81条の公告の日まで

2 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル3階

神戸市建築住宅局政策課

3 縦覧の時間

閉庁日を除く午前8時45分から午後5時30分まで